

与謝野町財政計画の更新（令和 7 年 9 月時点）

令和 3 年 3 月に策定した「与謝野町財政計画」（以下、「財政計画」）の各指標等の推移について、令和 7 年 9 月時点（令和 6 年度決算）を反映し、以下のとおり更新します。

I 一般会計の歳入・歳出推移

一般会計の令和 4 年度から令和 10 年度の 7 年間の一般会計歳入・歳出各項目の決算ベースでの推移を以下のとおり示します。人口減少などにより縮小する歳入規模に対して、歳出各項目を見直しながら歳入規模に見合う歳出規模に抑制します。なお、災害等の特殊事情は見込んでいません。

※令和 7 年度には令和 6 年度からの繰越額を含んでいます。

※決算ベースでの推移なので、令和 7 年度は予算額と一致しません。

① 一般会計の歳入推移

歳入について、地方債は、給食センター整備事業と野田川地域認定こども園の整備事業を実施するため、計画期間内での地方債発行額を年平均 10 億円規模（9.9 億円）とします。

令和 8～9 年度は、給食センター整備事業と野田川地域認定こども園の整備事業を実施するため、地域振興基金（約 7.6 億円）を繰入れます（7.6 億円は、令和 8～9 年度の過疎対策事業債の起債要望額に対する起債協議可能額を 80%と想定した額）。

地方交付税は、引き続き歳入の大部分を占めることとなりますが、人口減少に伴い緩やかに減少することを基本とし、さらに公債費に算入される交付税分を増減させています。計画期間内で 3.7 億円減少します。

【令和 10 年度までの一般会計歳入推移】

(単位：億円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
町税	18.1	18.8	19.1	18.2	18.7	18.5	18.3	18.2	▲ 0.6
譲与税/交付金等	6.8	6.5	6.6	7.7	7.0	6.9	6.8	6.7	0.2
国府支出金	28.1	22.6	23.2	22.9	27.1	26.5	24.8	24.3	1.7
地方債	13.1	5.3	6.7	5.1	14.9	23.1	9.7	5.0	▲ 0.3
地方交付税	59.7	58.6	58.2	58.4	55.9	55.0	55.2	54.9	▲ 3.7
繰入金	0.1	0.8	2.9	1.1	4.0	6.5	3.2	0.5	▲ 0.3
その他	8.4	9.5	6.9	7.7	8.6	9.5	7.0	6.9	▲ 2.6
合計	134.3	122.1	123.6	121.1	136.2	146.0	125.0	116.5	▲ 5.6

② 一般会計の歳出推移

歳出について、人件費は人事院勧告による給与改定や地域手当の支給等により、令和 7 年度に大きく増加しています。

公債費は地方債の発行抑制などにより、計画期間内で 2.8 億円減少します。

投資的経費は、令和5年度～令和8年度で給食センター整備事業、令和6年度～令和9年度で野田川地域認定こども園整備事業を実施することとしています。

【令和10年度までの一般会計歳出推移】

(単位：億円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
人件費	22.8	22.8	23.4	25.3	28.0	28.0	28.0	27.4	4.6
扶助費	18.8	16.3	17.3	16.4	16.4	16.4	16.2	16.2	▲ 0.1
公債費	16.9	16.6	17.6	14.7	14.1	13.8	14.3	13.8	▲ 2.8
物件費	18.0	17.2	15.2	16.6	18.1	17.1	16.8	16.5	▲ 0.7
維持補修費	0.5	0.9	0.7	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.0
補助費等	18.9	19.1	18.3	26.3	26.4	25.4	23.6	23.5	4.4
繰出金	20.3	20.4	20.8	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	▲ 9.3
積立金	1.0	0.9	1.4	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	▲ 0.9
投資出資貸付金	0.2	0.2	0.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.4
投資的経費	13.7	6.9	8.1	6.6	19.0	31.6	12.4	5.5	▲ 1.4
合計	131.1	121.3	122.9	120.3	136.2	146.0	125.0	116.5	▲ 4.8
投資的経費除く	117.4	114.4	114.8	113.7	117.2	114.4	112.6	111.0	▲ 3.4

③ 一般会計の形式収支と地方債残高、基金残高の推移

各年度の歳入歳出決算額の差し引きである形式収支は以下のとおり推移します。令和7年度以降は財政調整基金の繰入れをなくす等、基金繰入金を抑えて収支均衡を図ることとしていましたが、**人件費の増や物価高騰等により令和9年度までは財政調整基金を取り崩す見通しとなっています。**

給食センター整備事業、野田川地域認定こども園整備事業を実施するものの、令和7年度と令和8年度を除いては地方債発行額がその年の元金償還金を上回る年はないため、地方債残高は大きく減少し、将来負担は軽減されます。

【令和10年度までの一般会計の形式収支と地方債残高、基金残高の推移】

(単位：億円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
形式収支	3.2	0.8	0.7	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方債残高	142.2	131.5	121.1	112.0	113.3	122.6	118.9	111.0	▲ 20.5
基金残高	42.9	43.0	41.9	41.6	37.6	31.1	27.9	27.4	▲ 15.6
うち財政調整基金	16.1	16.2	15.2	15.3	13.3	12.8	12.3	12.3	▲ 3.9

(単位：億円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	期間合計
財政調整基金 取崩額	0.0	0.0	1.3	0.0	2.0	0.5	0.5	0.0	4.3

※基金残高は運用基金を除く一般会計の基金残高

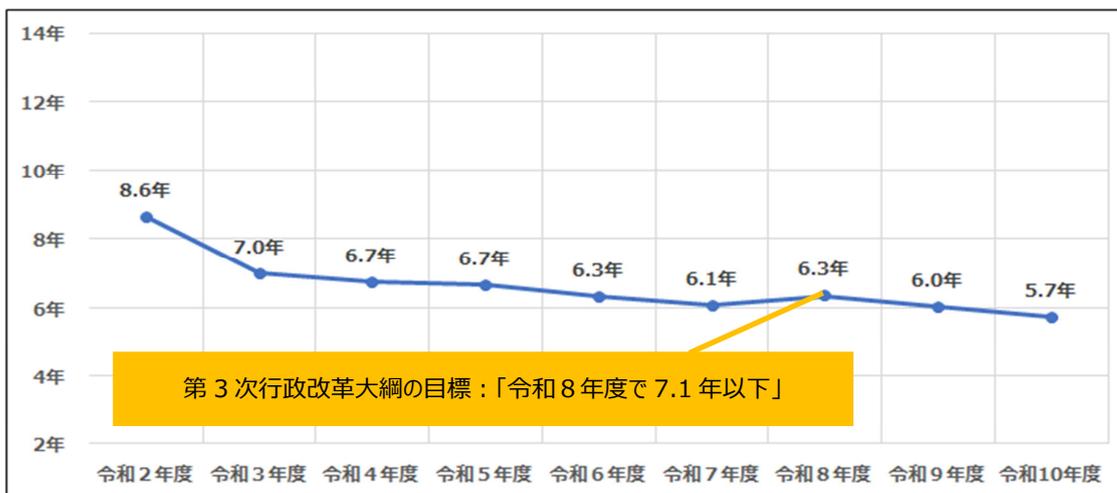
Ⅱ 今後の財政指標の推移（持続可能性の確認）

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、以下のとおり推移すると試算しています。給食センター整備事業と野田川地域認定こども園の整備事業を実施するため、一般会計の地方債残高が一時的に増加しますが、公営企業会計の地方債残高が減少する等、計画期間の最終年で5.7年となる見込みです。

なお、第3次行政改革大綱（改訂後）における目標は「令和8年度で7.1年以下」としています。

【令和10年度までの債務償還可能年数の推移】



② 実質公債費比率

今後の実質公債費比率の推移は以下のとおりと試算しています。令和5年度までは悪化しますが、その後、過去の大規模整備事業の地方債償還の終了や公営企業会計の企業債償還金の減少等により、計画期間の最終年で12.6%となる見込みです。

【令和10年度までの実質公債費比率推移】

